



物価高騰の影響を受ける市民や事業者を支援します

※この事業は、国の重点支援地方交付金を活用して実施しています



市内中小企業などの省エネ設備導入を支援します！

**最大
20万円
補助！**

○対象者

市内に事業所を有する中小企業など
 ・中小企業基本法に定める中小企業者(個人事業主を含む)
 ・収益事業を営む一般社団法人、一般財団法人および特定非営利活動法人を含む。ただし、一次産業(農業・林業および漁業)を営む者を除く。

○補助内容

補助率 対象経費の3分の2
補助額 1事業者あたり5～20万円(上限)



※
注意
※

・補助金は実績払いです
 ・交付決定前に購入・設置されたものは補助対象となりません

○対象経費

多久市が実施要項で定める省エネ設備の購入費および設置工事費(消費税を除く)

○申請方法

補助対象設備の契約・発注前までに、補助金交付申請書のほか、実施要項に定める書類を添えて、多久市商工会までご提出ください。申請書様式は、多久市商工会または市ホームページでダウンロードできます。

○申請受付期間 8月17日(月)から9月30日(水)まで

※申請期間終了後、申請額が予算額を上回った場合は抽選により交付対象者を決定します



【スケジュール】

申請書提出期間
 8月17日(月)～9月30日(水)
 実績報告期限
 ～令和9年1月15日(金)

**くわしい対象設備や申請方法などについては、
 多久市商工会または市ホームページをご覧ください**

多久市商工会



多久市
 商工観光課



問 多久市商工会 ☎0952-74-2144 / 多久市商工観光課 ☎0952-75-2117

水道基本料金免除事業

水道基本料金(4か月分(9月・11月請求分))の免除を行います

市内(一部官公署を除く)の上水道利用者約7,600件を対象に令和8年9月および11月請求分の水道基本料金の免除を行います。

■免除額の例 口径13mmの場合:基本料金960円(税込み1,056円)/月
 口径20mmの場合:基本料金1,910円(税込み2,101円)/月

※なお、利用者の手続きは不要です。

※使用量に応じて、加算される従量料金は請求されます。



問 環境課 上下水道係 ☎0952-75-2179